

京都総合法律事務所メールマガジン 2020年7月号

<おしながき>

- 【1】ビジネスニュースランキング
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

京都総合法律事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<http://kyotosogo-law.com/>

【1】ビジネスニュースランキング

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

2020年は趣向を変え、ランキング方式でお届けします。

★新型コロナ対策★

「新しい生活様式」はもう身につきましたね！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

念のため、実践例を再確認しておきましょう。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627771.jpg>

感染防止の3つの基本も暗誦できますね！

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③手洗い

このポスターも貼っていますね！

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

「3密空間」にいる感染者は、いない感染者よりも18.7倍も感染させやすいことも知っていますね！

それでは、今月も元気よくまいりましょう。

◆第7位◆

7月10日から自筆証書遺言書保管制度が始まりました！

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

遺言書を法務局に預けることができる制度です。

この制度をご利用の方は当事務所までご相談ください。

◆第6位◆

特許庁が、「2020年度 知的財産権制度入門テキスト」を公表しました。

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2020_nyumon.html

社内研修のテキストとしても有用です。

知的財産に関するセミナーは、拾井美香弁護士にご相談ください。

セミナー情報はこちらです。

<https://kyotosogo-law.com/category/seminar/>

◆第5位◆

テーマ別の動画で知る！中小企業白書・小規模企業白書！

<https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/6720/>

(1) 中小企業・小規模事業者の動向外部サイト（約15分）

(2) 付加価値の創出に向けた取組外部サイト（約13分）

等、10分程度の7コマで、隙間時間を利用し、約1時間で今年度の中小企業白書・小規模企業白書の要点を掴むことができます。

◆第4位◆

令和2年7月2日、最高裁が、「過払金返還請求権に係る破産債権が貸金業者の破産手続に

より確定した場合に当該過払金の受領の日が属する事業年度の益金の額を減額する計算をすることは法人税法22条4項所定の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従ったものとはいえない。」との判断を示しました。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89541

会計士・税理士の先生、要チェックです！

◆第3位◆

令和2年7月21日、最高裁は、

- ・作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用によることを要しない

- ・SNSにおける他人の著作物である写真の画像を含む投稿により、同画像が、著作者名の表示が切除された形で同投稿に係るウェブページの閲覧者の端末に表示された場合に、当該表示画像をクリックすれば元の画像を見ることができるとしても、同投稿をした者が著作者名を表示したことにはならない

- ・SNSにおける他人の著作物である写真の画像を含む投稿をした者が、プロバイダ責任制限法4条1項の「侵害情報の発信者」に該当し、「侵害情報の流通によって」氏名表示権を侵害した

との判断を示しました。

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89597

次のNews Letterで解説記事を掲載します！

◆第2位◆

経営資源引継ぎ補助金をご存知ですか？

中小企業庁は、事業再編・事業統合等に伴う中小企業者の経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される中小企業者に対して、(1)経営資源の引継ぎを促すための支援、(2)経営資源の引継ぎを実現させるための支援によって、新陳代謝を加速し、我が国経済の活性化を図ることを目的として、経営資源引継ぎ補助金を支給します。

申請受付期間は2020年7月13日(月)～8月22日(土)19:00(オンライン申請)です。

<https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/6811/>

◆第1位◆

令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」で、書面規制、押印、対面規制の見直しが進められることになりました。

a 内閣府、法務省及び経済産業省は、商慣行として押印が定着している民間事業者間の商取引等について、民間事業者による押印廃止の取組が進むよう、押印に関する民事基本法上の規定の意味や、押印を廃止した場合の懸念点に応える考え方等を示す。

→ 措置済み

b 総務省、法務省及び経済産業省は、サービスの利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、当該サービスの利用者の意思に基づきサービス提供事業者の判断を交えず機械的に行われることが技術的・機能的に担保されたものがあり得るところであり、このようなサービスに関して、電子署名及び認証業務に関する法律「電子署名法」という。) 第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」の解釈において、当該サービスの対象となる電子文書に付された情報の全体を1つの措置として捉え直してみれば、当該サービスの利用者が当該措置を行ったと評価できることについて、その考え方をQ&A等で明らかにし、広く周知を図る。

→ 令和2年度、できるだけ早期に措置

c 総務省、法務省及び経済産業省は、電子署名に対し、民事訴訟において署名・押印同様の推定効を定める電子署名法第3条の在り方に関して、サービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスなどについても一定の要件を満たせば対象となり得ることに関して、その考え方を明らかにする。

→ 令和2年検討開始、早期に結論

d 国土交通省は、不動産取引に係るITを活用した重要事項説明について、賃貸取引においては本格運用、法人間及び個人を含む売買については社会実験を実施しているところ、社会実験における実施報告、アンケート等の参加事業者の責務について、負担軽減を図り、環境整備に努める。

→ 令和2年度上期措置

e 国土交通省は、不動産の賃貸取引における重要事項説明書等の書面の電子化について、社会実験を行っているところであり、それを踏まえつつ、不動産取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付等に向けて宅地建物取引業法の関連規定について、改正措置を講じる。

書面の電子化の本格運用に際しては、対面の場合とは異なり事前の電子メール等での説明が容易である等オンライン取引の特質があることを踏まえ、利便性について、総合的な判断により一定の評価を受けた手法については積極的に活用するものとする。

→ 直近の法改正の機会を捉えて速やかに法案提出

f 金融庁は、金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場を設けた上で、業界全体での慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進する。

→ 令和2年度上期措置

g 法務省は、電磁的記録をもって作成された取締役会の議事録への出席取締役等による「署名又は記名押印に代わる措置」（会社法第 369 条第 4 項、会社法施行規則第 225 条第 1 項第 6 号、第 2 項）について、電子契約事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービス等も含まれるものとし、その解釈について周知徹底を図る。

→ 措置済み

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_index.html

脱押印社会の扉を開きましょう！

【2】セミナー案内

2020 年も各弁護士の専門性を活かした中心にセミナーを実施します。
ぜひご期待ください。

① 新型コロナウイルス対策 緊急オンラインセミナー「テレワーク導入における労働時間管理と残業代の支払い」

- ・日時：8月4日（火）16時～17時 / 8月27日（木）14時～15時
- ・講師：弁護士伊山正和

「テレワークを導入したいが、労働時間管理や残業代の支払いはどうすればよいか？」
経営者側の当事務所には、特に非常事態宣言が発出されて以降、経営者さまから多くのご相談が寄せられています。

そのような皆様の疑問や不安を解決するため、緊急オンラインセミナーを開催いたします。
詳しくは添付の PDF または下記 URL をご覧ください。

<http://kyotosogo-law.com/online-seminar-covid-19/>

② 特定調停スキーム 活用の実務 ～新たな債務整理手続の方法とは～

- ・日時：8月26日（水）15時～16時30分（14時30分より受付開始）
- ・講師：弁護士野崎隆史
- ・会場：京都総合法律事務所（受付5階） 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階

中小企業の資金繰りが悪化するなどして経営困難になった場合の新たな再生支援の方法として、特定調停スキームが利用されています。

代表者等の保証債務の整理については、「経営者保証に関するガイドライン」の利用により破産を回避できる可能性があります。

- ・再生・承継、廃業・清算支援の先進的な方法について知りたい
- ・人口減少により関与先から廃業の相談を受けることが増えている
- ・特定調停スキーム・経営者保証ガイドラインの活用事例を知りたい

詳しくは添付の PDF または下記 URL をご覧ください。

<https://kyotosogo-law.com/seminar-scheme/>

③問題社員対応セミナー「類型別問題社員の対応における留意点を事例をもとに解説」

- ・日時：9月3日（木）15時～17時00分（14時30分より受付開始）
- ・講師：弁護士伊山正和
- ・会場：京都総合法律事務所（受付5階） 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階

毎年大盛況の問題社員セミナーを今年もやります！

「労務問題」への対策は、健全な事業活動をする上では必須の取り組みです。

企業経営者の皆さまを悩ませる「問題社員対応」について、法的留意点と事例を踏まえてコンパクトに解説いたします。

この機会をお見逃しなく、是非ご参加ください。

<https://kyotosogo-law.com/mondaishain-taiou-seminar/>

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは・・・

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.7 を発行しました。

- ・5年前の残業代の請求を受ける時代の到来（後半）
- ・改正民法が施行されました！
- ・改正民事執行法が施行されました！
- ・家族信託を活用した認知症等による財産凍結リスク回避策

添付の PDF をご覧ください。

バックナンバーは・・・

<http://kyotosogo-law.com/category/letter/>

【編集後記】

2020年7月号、いかがでしたでしょうか？

今月からしばらくはランキングを7位からにしてみますので、足りない！多い！等のご意見をぜひお寄せください。

F-1が帰って来ました！

メルセデスが異次元の走りでシーズンはもう終わったという声も聞こえますが、マクラーレンは速さを取り戻しつつあったり見所はまだあります。

ハンガロリンクでは、レース前にクラッシュしたにもかかわらず、フェルスタッペンが準優勝という快挙。

レッドブルのメカニックに敬礼！

阪神タイガースはようやく開幕しましたね！

6月は練習試合が長かったので、実は首位だと思います。

藤川球児が250セーブを達成すると優勝です！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<http://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<http://kyotosogo-law.com>